

千葉県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ることを目的とした小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小児慢性特定疾病児童等 法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）をいう。

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員 法第19条の22第1項に規定する業務を行うもの（以下「自立支援員」という。）をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は千葉県（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の全部又は一部を市が適当と認める者に委託し実施することができるものとする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 相談支援事業

小慢児童等とその家族について、日常生活上での悩みや不安等の解消、健康の保持増進及び福祉の向上を図るため、様々なニーズに対応した相談支援を実施する。

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援事業

小慢児童等の自立が円滑に進むよう、自立支援員による各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施する。

(3) 相互交流支援事業

小慢児童等が相互に又はボランティア等と交流することで、コミュニケーション能力の向上、情報の交換及び社会性の涵養を図り、小慢児童等の自立を促進するため、相互交流を行う機会の提供及びその他の便宜を供与する。

(4) 介護者支援事業

小慢児童等の介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることにより、療養生活の改善及び家庭環境の向上を図るため、介護者の負担軽減に資する必要な支援を行う。

(5) その他小慢児童等の健全育成及び自立支援を図るために必要な事業

(実施上の留意事項)

第5条 本事業に携わる者は、小慢児童等の人格を尊重し、その信条等によって差別的取扱いをしてはならない。

2 本事業に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また、同様とする。

- 3 本事業は個人の人権やプライバシーに関わることから、関係書類の保管、対象者への連絡等に当たっては、その取扱いに十分留意するものとする。
- 4 本事業は、保健、医療、福祉及び教育にわたり幅広い関連性を有するものであることから、市は医療機関及び関係機関との連携を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。